

【解説資料】 廃食用油回収推進のためのガイドブックについて

2026/2/17

MRI 三菱総合研究所

エネルギー・サステナビリティ事業部門 GX本部
公共事業部門 モビリティ・通信政策本部

1. ガイドブックの全体像

ガイドブック作成の背景・目的

<背景>

- 「あいち地球温暖化防止戦略2030(改定版)」では、2050年までにカーボンニュートラルを目指しており、航空分野においても二酸化炭素(CO₂)排出量の削減が急務。
- 航空分野ではCO₂削減の手段としてSAFを導入。
- SAFの主要な原料の一つとして家庭から排出される使用済み食用油(以下「家庭系廃食用油」という)への注目度が高くなっているが、回収量拡大には課題が残る。

<目的>

- 本ガイドは、“地産地消”SAFサプライチェーンの入口となる家庭系廃食用油の回収を促進し、有効活用を図ることを目的とする。
- 具体には、本ガイドを通じ、各地域が実情に応じた家庭系廃食用油回収の仕組みを構築し、県内におけるSAF原料の安定供給と地域資源循環の促進が図られることを目指す。

本ガイドブックの対象・趣旨

- 対象は、家庭系廃食用油の回収に関わる愛知県内の市町村や事業者。
- 本ガイドブックでは、家庭系廃食用油回収の現状と課題を整理するとともに、新たな回収スキームを示すものとして整理。
- 特に、スーパー等の民間事業者との連携による回収拠点の拡充、県民への普及啓発、法令解釈に基づく適正な運用などについて、先行事例を交えながら具体的な手法を紹介。

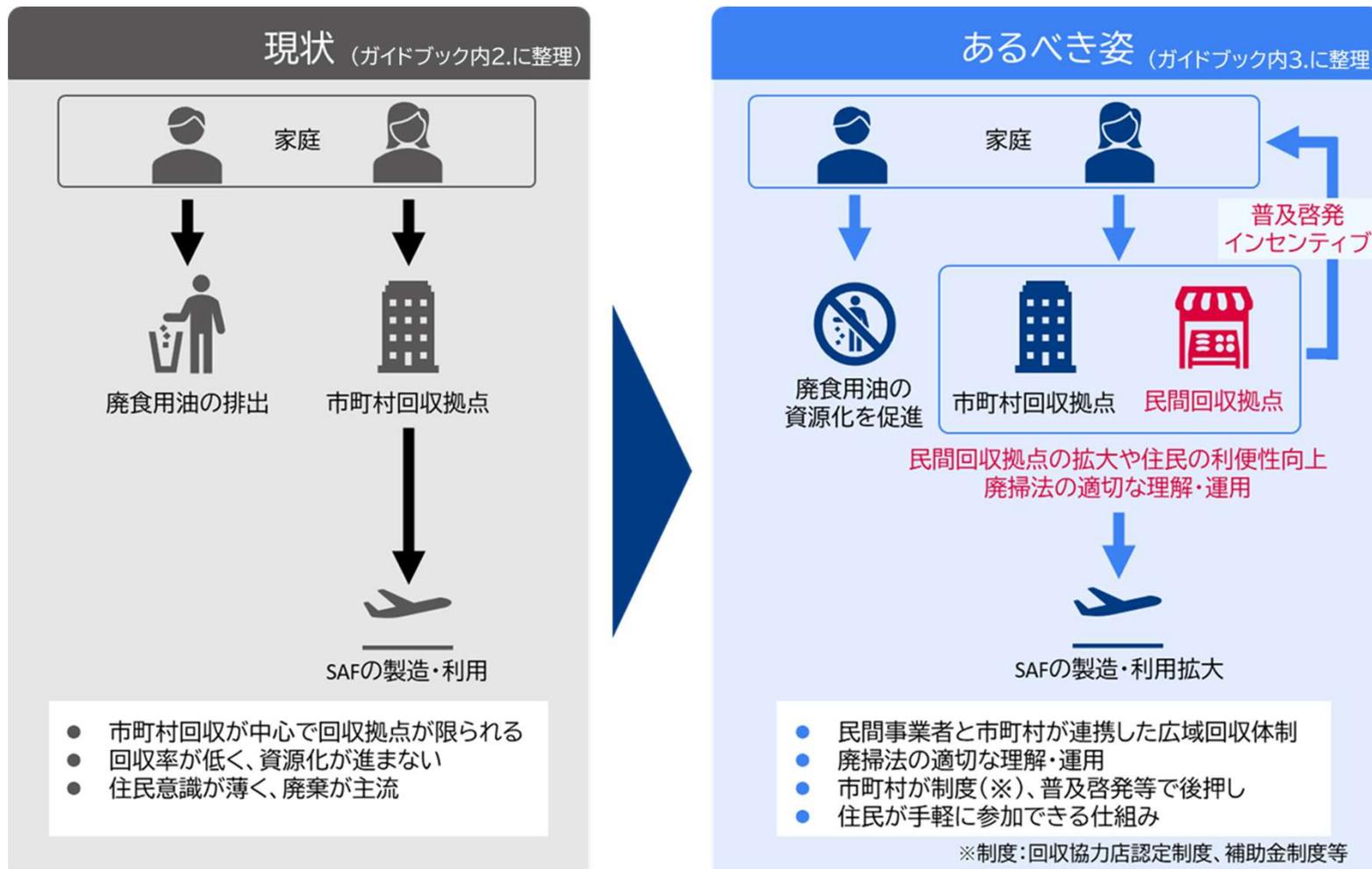


市町村や家庭系廃食用油の回収に関わる事業者が、各々の判断に応じて、地産地消SAFサプライチェーンの構築に向け、新たな回収スキームを推進することを期待。

家庭系廃食用油の回収にかかる現状とあるべき姿

- 家庭系廃食用油の回収促進に向け、現状を整理し、今後のあるべき姿を提案。
 - 回収推進のあるべき姿の提示(目次3.1)
 - 民間活力を活かした回収推進策、これを後押しする市町村の実施事項を提示(目次3.2、3.3)

家庭系廃食用油の回収にかかる現状とあるべき姿



2. 廃食用油回収の現状

愛知県内における廃食用油の現状

- 事業系廃食用油に比べて家庭系廃食用油の回収率は依然として低いため、**まずは家庭系廃食用油の回収促進を重点的に進める**
- 今後は食品卸売業や小売業、外食産業から発生する廃食用油の回収促進を図ることも重要

家庭系廃食用油

- 家庭系廃食用油は県全体で一定の**潜在量(約5,000kL/年)**があるものの、**回収率(約5%)**が低い。

家庭系廃食用油の発生量および回収率

区分	廃食用油発生量 [kL/年]	廃食用油平均回収率 [%]
愛知県全体	5,030	4.9

出所)「愛知県人口動向調査結果 年報(2024年)月報」、総務省「家計調査(2024年)」、全油連UCオイルのリサイクルの流れ図(令和3年度版)より作成

事業系廃食用油

- 食品卸売業、小売業、外食産業などの業種では**未回収の事業系廃食用油が一定程度残されている**

油脂および油脂製品の再生利用の状況

業種区分	再生利用の実施量(愛知県) [トン/年]	再生利用等実施率(全国) [%]
食品産業計	22,512	93
食品製造業	10,739	98
食品卸売業	4,961	74
食品小売業	5,350	66
外食産業	1,461	51

出所)「食品リサイクル法に基づく食品廃棄物等多量発生事業者の定期報告における食品廃棄物等の発生量及び再生利用の実施量(令和5年度実績:都道府県別)」、「令和5年度食品リサイクル法に基づく定期報告の取りまとめ結果」より三菱総合研究所作成

愛知県内における家庭系廃食用油の回収状況(回収拠点)

- 家庭系廃食用油の回収拠点の多くは公共施設に設置。
- しかし、回収拠点は住民の排出行動に大きく影響を与える要素であり、その立地は回収率に直結。
- このため、生活動線を踏まえた回収拠点の選定を検討することが重要。

春日井市の回収拠点



出所)春日井市提供

3. 廃食用油回収のあるべき姿

民間活力を活かした代表的な推進策の事例①(名古屋市)

- 名古屋市では、家庭系廃食用油を効率的に回収するため、市内スーパーマーケット等72か所を「回収協力店舗」として市の回収拠点にしている。
- 住民が買い物のついでに気軽に参加できる、生活動線上に根ざした回収体制を構築。

スーパー(大型店舗)に設置された専用ラック



出所)名古屋市提供

サービスカウンター(中小規模店)



民間活力を活かした代表的な推進策の事例②(アオキスーパー)

- スーパーが自主的に回収拠点(市町村回収拠点ではない。)を設置し、独自に来店者や地域住民から家庭系廃食用油を回収。
- 廃食用油回収開始イベントに地元首長や自治体キャラクターが参加するなど、市町が回収促進活動に協力し、民間事業者と連携。

安城市長による廃食用油投入セレモニーの様子



専用回収ボックス



出所)愛知県および三菱総合研究所撮影

民間活力を活かした代表的な推進策の事例③(千葉県・松戸市)

- 千葉県松戸市では、ごみの減量やリサイクル活動を積極的に実施する小売販売店等を「クリンクル協力店」に認定する制度を設計。
- 民間事業者が回収した資源ごみは「有価物」として取り扱われるので、民間事業者のごみ・減量・リサイクル活動の後押しとなっている。

協力店に交付される認定表示板



出所)まつどリサイクル通信(平成25年12月)

3事例に関する比較表

- 3つの事例には、「回収拠点の位置付け」「周知方法」「売り払い主体」において下表のとおり違いがある。

3事例に関する比較表

モデル	回収拠点の位置付け	周知方法	売り払い主体
行政主導型 (事例①名古屋市)	市町村拠点	市町村	市町村
民間主導型 (事例②アオキ スーパー)	民間拠点	市町村・民間事業者	民間事業者
官民連携型 (事例③松戸市)	民間拠点 (市町村が回収拠点として認定)	市町村・民間事業者	民間事業者

出所)三菱総合研究所作成

廃掃法における位置付けの整理

- 廃食用油が適切に処理されることを前提とし、廃食用油を廃掃法に基づく許可を要さずに取り扱うことができる「有価物」として整理することは、回収の普及啓発に有効。
- 「有価物」として整理するためには、環境省による通知に従い、廃棄物該当性の判断として5つの判断要素を勘案することが必要。

実証実験に基づく家庭系廃食用油を有価物と判断した事例

判断要素		判断要素ごとの整理
ア	物の性状	<ul style="list-style-type: none"> ● 実験を通じて回収した廃食用油はSAF 等への利用に適した質であり、店舗で回収されたのちに適宜回収事業者へ引き渡すしくみであることを確認した ● 実験を通じて回収ボトルおよびボックスは飛散、流出、悪臭等に十分に対応できていることを確認した
イ	排出の状況	<ul style="list-style-type: none"> ● 実験を通じて家庭から持ち込まれる廃食用油の量は一定程度見通しが立つことを確認した ● 回収ボックスは店内の管理された場所に設置されており、適切に人の目の監視が行き届く環境にあることを確認した ● 店員向け管理要領に基づき、回収ボックスの定期的な状態確認、回収量の確認、回収業者への回収依頼および引渡しを実施し、要領どおりに実施できることを確認した
ウ	通常 の 取扱い形態	<ul style="list-style-type: none"> ● 回収した廃食用油は、回収事業者によりSAFをはじめとするバイオ燃料に活用されることを契約に明記しており、これに基づき回収されていることを確認した ● 現時点では回収された廃食用油はレポインターナショナルによりバイオディーゼル燃料に再生されている。2025年以降SAFとして利用される計画
エ	取引価値の 有無	<ul style="list-style-type: none"> ● 住民から回収主体および回収場所に対して処理料金に相当する金品含む受け渡しはない
オ	占有者の 意思	<ul style="list-style-type: none"> ● 実証実験中のイベントを通じた直接の説明や事前配布したチラシや公式Webサイト等での周知により、持ち込みをされる住民は回収された後の用途について理解したうえで引渡しを行っていると考えられる

出所)実証実験結果報告書(日本航空株式会社)に基づき、環境省廃棄物規制課通知(令和3年4月)を踏まえ、三菱総合研究所が作成

家庭系廃食用油の廃掃法上の位置づけに関する3つの解釈

- 家庭系廃食用油については、市町村ごとに「廃棄物」または「有価物(廃棄物でない)」としての扱いに違いがあり、その整理は運搬方法や売り払いに影響を与える。
- 本ガイドブックでは、県内で確認された代表的な3つの解釈を以下に示している。

3つの解釈の比較表

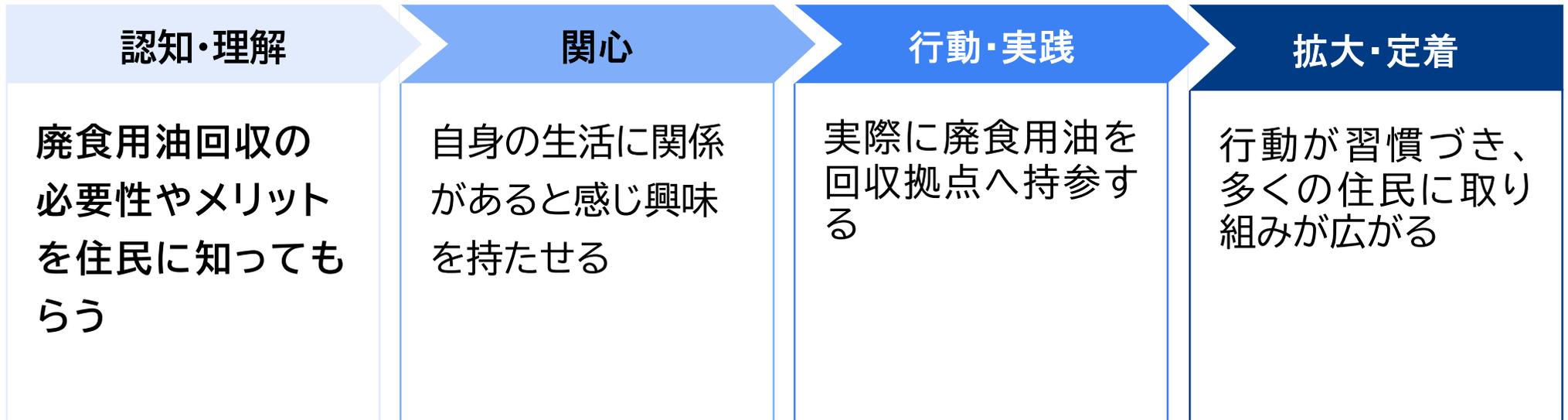
解釈	排出時の扱い	回収拠点	引き渡し時の扱い	廃掃法の許可要否
(1) 解釈A	廃棄物	市町村回収拠点のみ	有価物 (市町村回収拠点に限る)	市町村回収拠点からの運搬に限り許可不要
(2) 解釈B	廃棄物	市町村・民間回収拠点 いずれも可	有価物	運搬許可不要
(3) 解釈C	有価物	市町村・民間回収拠点 いずれも可	有価物	運搬許可不要

出所)三菱総合研究所作成

普及啓発策・インセンティブによる回収の推進策

- 廃食用油の廃棄を減らし、回収促進を図るためには、実際に排出する住民の行動変容を促すことが重要。
- 行動変容は、「認知・理解」、「関心」、「行動・実践」、「拡大・定着」の4つのフェーズで進むと考えられる。

行動変容のフェーズ

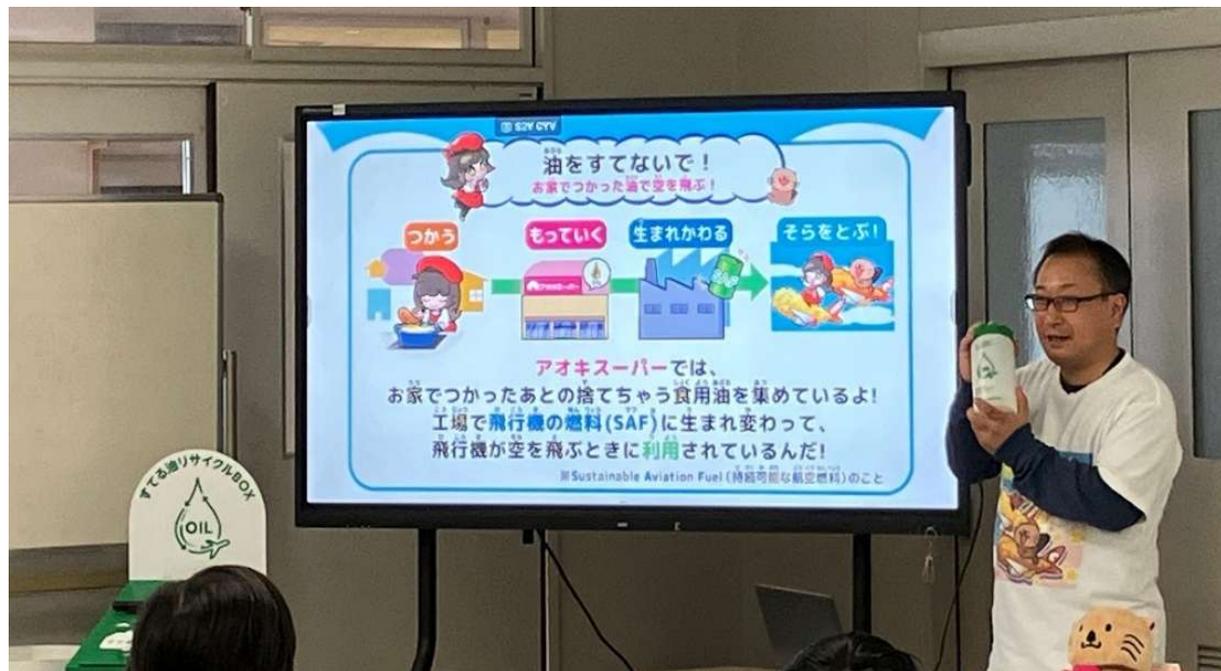


出所)三菱総合研究所作成

推進策の事例① 小学校における出前授業【関心】【行動・実践】

- 廃食用油回収に関連する出前授業を実施。環境問題や資源循環の意識を向上。
- 民間企業と連携して取り組むことで、店舗での具体例や実際の活動が加わりより身近な問題として捉えやすくなる。
- 子どもたちが授業を通じて学んだことを家庭に持ち帰り、家族と共有することで地域全体に影響が広がる。

廃食用油回収に関する民間連携の出前授業



出所)三菱総合研究所撮影

推進策の事例②自治体ポイント制度を用いた普及啓発【行動・実践】

- 廃食用油回収を推進するためのインセンティブとして、ポイントシステムの導入が有効。
- ポイントが貯まることで得られる「お得感」により、住民の参加意欲を高めることが期待。

「脱炭素エキデン愛知」/ 脱炭素エキデンアプリと対象となる脱炭素行動例

「脱炭素エキデン愛知」は、愛知県が行う「人々の行動変容を、行政×企業の連携で推し進める」プロジェクト。ポイントアプリを活用し、楽しく参加しながら脱炭素社会の実現を目指している。



出所)脱炭素エキデンWebサイト <https://deco-ekiden.jp/citizen/index.html>, 最終閲覧日:2025年12月10日

公的支援制度の紹介

- 家庭系廃食用油の回収に関して、国や市町村による代表的な支援制度を紹介。

ガイドブックに掲載する公的支援制度の概要

制度設計者	制度名	対象者	回収拠点
環境省	循環型社会形成推進交付金制度	自治体	廃食用油のほか、古紙類・古布類・飲料缶・ペットボトル等、様々な資源を回収ができる「分散型資源回収拠点施設」の整備に必要な経費の一部を補助
環境省	地産地消型資源循環加速化事業 (循環型社会形成推進事業費補助金)	民間事業者等	廃食用油等を対象に、回収・選別・再資源化等にかかる技術面での実施可能性調査等のモデル事業の実施に必要な経費の一部を補助
京都市	使用済てんぱら油回収事業助成金	住民	住民等が自主的に設置・運営する回収拠点に対し、その維持管理に要する経費の一部を助成するもの。
京都府福知山市	資源ごみ集団回収団体報奨金制度	自治会、婦人会、PTA、子ども会など	地域団体が自主的に行う資源ごみの集団回収活動を支援するため、回収量に応じて報奨金を交付

出所)三菱総合研究所作成

未来を問い続け、変革を先駆ける

MRI 三菱総合研究所